
○議長（我孫子洋昌君） ただいまから、休会を解き、令和 5 年下川町議会定例会を再開し、10 月臨時会議を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、全員の 7 人です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 1 「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会議の会議録署名議員は、下川町議会会議条例第 123 条の規定により、1 番 桜木 誠 議員及び 2 番 奥崎裕子 議員を指名いたします。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 2 「委員会報告」

議会の運営について、議会運営委員長から報告をいただきます。

大西 功 議会運営委員長。

○議会運営委員長（大西 功君） 令和 5 年下川町議会定例会 10 月臨時会議の運営について、本日開催いたしました議会運営委員会の審議結果を御報告いたします。

10 月臨時会議の提案事項については、町長提案が 1 件で、内容は行政報告 1 件であります。

また、議会提案は 3 件で、内容は、委員会報告 1 件、委員会審査報告 2 件であります。

これらの状況を考慮し、10 月臨時会議の本会議については、本日 1 日とすることとし、本日提案される町長提案 1 件、議会提案 3 件、合わせて 4 件につきましては、いずれも本会議において報告を行うことといたしました。

以上、議会運営委員会における審査結果報告といたします。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま報告がありましたが、委員長の報告のとおり、10 月臨時会議の審議を要する期間について、本日 1 日限りとすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 異議なしと認め、10 月臨時会議の本会議の審議を要する期間は、本日 1 日限りとします。

以上で委員会報告を終わります。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 3 「諸般の報告」を行います。

報告事項は、お手元に配布しておりますので、朗読を省略し、報告といたします。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 4 「行政報告」を行います。

町長。

○町長（田村泰司君） 行政報告を述べさせていただく前に、開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと思います。

10月臨時会議の御案内をさせていただきましたが、大変御多用中にも関わらず、御出席賜りましたことに、心から感謝申し上げます。

本臨時会議で私から報告いたします案件は、行政報告1件でございます。

職員の不祥事に係る懲戒処分等について報告させていただきますが、さきに職員の不祥事に係る報告をしたところでありますが、また報告しなければならないことは、誠に遺憾であり、町民の皆さまに対して深くお詫びを申し上げる次第でございます。それでは行政報告を述べさせていただきます。

職員の不祥事に係る2件の懲戒処分等について、御報告申し上げます。

1件目は、教育委員会において管理している公用車「スズキ アルト」が、令和5年7月30日までの車検切れのままです。7月31日に当該車両を運転してしまったことについて、2件目は、下川町立特別養護老人ホーム「あけぼの園」において、虐待行為及び不適切行為が認定されたことについて、それぞれ懲戒処分等を行いましたので、その内容について御報告させていただきます。

1件目の無車検車運転につきましては、7月31日に匿名で、車検の切れている公用車に乗っているのではないかと110番通報があり、名寄警察署下川駐在所の警察官が総務企画課に確認したところ、教育委員会の公用車であることが判明いたしました。車検の有効期限は前日の7月30日で、1日過ぎており、7月31日に2名の職員が車検切れの状態です。町内を走行したものであります。なお、自賠責保険については、総務企画課で取りまとめ、支払い済みでありました。

本件につきましては、公用車を管理していた教育委員会の職員3人を訓告、1人を嚴重注意とする措置を行いました。

2件目の虐待行為及び不適切な行為につきましては、令和5年7月に匿名で、上川総合振興局に「あけぼの園」での高齢者虐待の疑いについて、電話で通報がありました。

通報内容の事実確認のため、下川町と上川総合振興局で、あけぼの園への聞き取りを実施いたしました。下川町保健福祉課は介護保険法第23条及び第90条に基づく監査等を、上川総合振興局は老人保健法第18条第2項に基づく一般監査及び特別監査を行い、職員及び利用者からの調査結果を基に、虐待対応ケース会議にて、虐待行為の有無について判断をいたしました。

虐待行為の主な内容につきましては、「叩いて入れ歯を飛ばした」、「夜間にトイレの訴えが頻回で、他の介助ができなくてイライラして頭のあたりを軽く叩いた」、「ひっかかれてカッとなり、反射的に顔の付近を叩いた」、「夜中に大きな声で叫ぶため、軽く口を塞いだ」などを確認し、虐待行為7件を認定したものであります。また、その他不適切行為2件も確認しております。

本件につきましては、あけぼの園に勤務する40歳代男性、介護職員1名を免職、2名の職員を訓告とする懲戒処分等を行いました。

以上の2件につきましては、地方公務員として、法律を守るべき立場にある町職員と

してあるまじき行為であり、全体の奉仕者たる公務員の自覚に全く欠けるもので、地方公務員法第 29 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号、職員の懲戒の手續及び効果に関する条例等に基づき、10 月 2 日にそれぞれ懲戒処分等を行ったところです。

今回の 2 件につきましては、公務員として重大な信用失墜行為であるとともに、町民の皆さま、あけぼの園利用者及び御家族の皆さまに、信頼を損ない、誠に申し訳なく深くお詫びを申し上げます。

今後、このようなことがないように、町民の皆さまの信頼回復のために先頭に立ち、再発防止に取り組み、職員の指導及び管理監督の徹底を図ってまいります。

このたびの事態を重く受け止め、次回、議会会議におきまして、理事者の管理監督責任を明確にするため、減給に係る条例案を提案させていただきますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上申し上げます、職員の不祥事に係る懲戒処分等の行政報告とさせていただきます。

○議長（我孫子洋昌君） 以上で行政報告を終わります。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 5 認定第 1 号「令和 4 年度下川町各種会計歳入歳出決算認定について」及び、日程第 6 認定第 2 号「令和 4 年度下川町公営企業会計決算認定について」を一括議題といたします。

本案については、決算認定特別委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

齊藤好信 決算認定特別委員長。

○決算認定特別委員長（齊藤好信君） 令和 5 年 9 月 13 日開催の 9 月定例会議において当委員会に付託されました、認定第 1 号「令和 4 年度下川町各種会計歳入歳出決算認定について」及び、認定第 2 号「令和 4 年度下川町公営企業会計決算認定について」、当委員会における審査の経過と結果を一括して報告します。

審査の経過として、令和 5 年 9 月 29 日、及び 10 月 2 日、並びに 5 日の 3 日間にわたり、決算認定特別委員会を開催し、理事者及び関係課長等の出席を求め、付託された各種会計及び公営企業会計の決算審査を行ったところであります。

審査に当たっては、提出された決算書及び決算書付属資料に加え、主要な施策の成果に関する報告書などの審査資料を基に、歳入では収入の確保に努め、その成果は上がっているか、また、歳出においては、予算が目的どおりに適正で効果的に執行されているか、費用対効果・行政効果が発揮されているかなどを主眼として、冒頭、副町長から各種会計の決算ポイント、会計管理者から決算の要旨について説明を受けたところであります。

令和 4 年度決算の主なものとして、一般会計の決算状況は、歳入が 60 億 9,360 万円で対前年度比 1.3%、歳出が 58 億 5,734 万 9,000 円で対前年度比 2.3%とそれぞれ減少し、差引額が 2 億 3,625 万 1,000 円となっております。

歳入では、前年度と比較して、町税で法人町民税や国・道支出金で新型コロナウイルス

ス感染症対応地方創生臨時交付金などで増加しておりますが、町債の臨時財政対策債などが減少しております。

歳出では、前年度と比較して、森林組合事務所整備費補助金や小・中学校冷房機設置工事により、投資的経費が増加しております。

次に、各種特別会計ですが、下水道事業特別会計の決算状況は、歳入が対前年度比36%、歳出が対前年度比37.1%と、浄化センター改修工事の内容変更などに伴う事業費の減額などによりそれぞれ減少しております。

簡易水道事業特別会計の決算状況は、歳入が対前年度比201.2%、歳出が対前年度比204.8%とそれぞれ下川浄水場建設事業の実施に伴い増加しております。

介護保険特別会計介護保険事業勘定の決算状況は、歳入が対前年度比1.5%、歳出が対前年度比5.1%とそれぞれ減少しております。

同会計の介護サービス事業勘定の決算状況は、歳入が対前年度比8.7%、歳出が対前年度比11.2%とそれぞれ増加しております。

国民健康保険事業特別会計の決算状況は、歳入が対前年度比0.1%減少し、歳出は対前年度比1.2%増加しております。

後期高齢者医療特別会計の決算状況は、歳入が対前年度比0.1%、歳出が対前年度比0.4%とそれぞれ減少しております。

病院事業会計の決算状況は、収益的収支については、収入が対前年度比4.4%、支出が対前年度比2.3%とそれぞれ減少し、純損失は1,837万2,000円となっております。

資本的収支については、収入が対前年度比151.4%、支出が対前年度比112.5%とそれぞれ増加しております。

以上、それぞれ所管課ごとに審査を行うとともに、審査の内容と委員間討議の結果をもとに、理事者の出席を求め、公共施設の今後のあり方などの4つの点について、見解を求めたところであります。

1点目の公共施設の今後のあり方については、公共施設総合管理計画や公共施設カルテ、公共施設個別管理計画などに基づき、公共施設の維持管理などについて、現在策定中の行財政運営の効率化を図ることを目的に策定する第9次行政改革大綱、第6期下川町総合計画中期基本計画と連動し、施設の老朽化や利用状況・類似施設の有無などを考慮し、施設の機能統合など具体的な方向性を決定していく。

また、各種公共施設の見直しに当たっては、利用されている個人や団体に対して十分な理解が得られるよう早めに協議・調整の場を設けながら丁寧な説明を行い、しっかりと合意形成を図っていく。

2点目の多額の不用額が発生しないような予算の適正執行については、一般会計の決算では、多額の剰余金と不用額が発生している。年度末まで予算執行が見込まれるものもあるが、予算の執行状況や今後の予算執行見込みの把握を十分行っていなかったことが主な要因と考えられることから、常に予算の執行状況を把握し、適正な時期に補正減などを行うよう明確な指示を行う。

また、予算編成に当たっては、その予算が本当に必要なものか各担当に再認識を促すとともに、計上する予算額についても十分な精査を徹底するよう指示を行う。

3点目の福祉・医療施設の経営改善等については、各福祉・医療施設に対する一般会

計からの繰入金については、年度によって増減はあるものの増加傾向にある。新型コロナウイルス感染症による収入の減少も影響しているが、持続可能な施設運営が必要であることから、今後、福祉・医療関係職場が連携して情報共有・共通認識を持てる組織を立ち上げ、経営改善を進めていく。

利用者や患者に対するサービス充実のため、職場環境の改善はもとより職員の資質向上につながる研修や民間の福祉施設、医療法人との連携など人材の確保も含めて積極的に進める。また、病院の経営改善については、今年度策定する病院経営強化プランに基づき着実に進めていく。

最後に4点目の農・林・商工業及び福祉・医療分野における人材確保対策については、町では、産業活性化支援機構のタウンプロモーション推進部において、移住や定住、就業・起業支援などを通して人材確保の一翼を担っている。少子高齢化等に伴う人口減少により、各種産業における人材確保はより厳しい状況にあることから、現在、審議会において、条例改正に向けて審議をいただいているところである。将来的には、共通する課題解決に向けた新しい仕組み・制度づくりのための仮称「産業振興基本条例」の制定などを進めていく考えである。

以上の見解が示されたところであります。

審査意見として、令和4年度の予算に計上された各種の事務事業及び予算の執行状況に一部改善すべき点はあったものの、議決の趣旨に沿っておおむね適正に執行されており、理事者に求めた見解の4点についても明確で前向きな回答があり、今年度策定する第9次行政改革大綱に基づいた町民のニーズに対応した公共施設の統廃合、予算の適正な執行に向けたガバナンスの強化、福祉・医療施設の経営改善や利用者等に対するサービス向上のための職員の資質向上に対する明確な対応方針、各種産業の人材確保等に向けた新たな仕組みづくり・制度づくりなどに対しては、議会としても監視機能を高め、注視するとともに、大きく期待するものであります。

以上、審査の結果として、当委員会は、令和4年度下川町各種会計歳入歳出決算及び公営企業会計決算について、基本的に予算の目的に沿った効率的な運用が図られているなど、付された事件は認定すべきものと決定しましたので、議員各位の御協賛をお願い申し上げ、審査の経過と結果についての報告とします。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま報告がありました。これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。
これから討論に入ります。
まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。

これから、認定第1号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

認定第1号は、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、認定第1号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、認定第2号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

認定第2号は、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、認定第2号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（我孫子洋昌君） 以上をもちまして、本会議に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これをもって、令和5年下川町議会定例会10月臨時会議を閉会いたします。

午前11時53分 閉会

○議長（我孫子洋昌君） 町長から申し出により挨拶があります。

○町長（田村泰司君） 臨時会議の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと存じます。

議員各位には、今臨時会議におきまして、大変御多用の中、全員の御出席を賜り、令和4年度の決算について認定いただいたことに、深く感謝申し上げる次第でございます。

決算認定特別委員会でいただいた御示唆、御意見を十分に踏まえて、今後の行政運営に適正に対応するよう、職員に周知徹底をしております。

また、行政報告にて申し上げましたが、職員の不祥事について、今回の2件につきましては、私も大きなショックを受けているところであります。誠に遺憾であり、公務員として重大な失墜行為であるとともに、町民の皆さまの信頼を損ない、誠に申し訳なく、深くお詫びを申し上げます。

特にあけぼの園での不祥事につきましては、施設を信頼している入所者の皆さま、御家族の皆さまの信頼を大きく裏切る行為であり、著しい御不安と不信感、不快感を与えてしまいましたことを心からお詫びを申し上げます。

今後、このようなことがないように、施設内において職員の意識改革、職員の指導及び管理監督の徹底を図り、再発防止に向けた取り組みを徹底してまいります。利用者の皆さまに寄り添った介護ができるよう、誠心誠意努力してまいりますので、御理解と御協力をお願い申し上げます。

本日は、誠にありがとうございました。

○議長（我孫子洋昌君） 本日は、以上をもって散会とします。